

経営環境改善支援補助金に関する Q&A (R2.7.27 版)

○事業概要について

Q1：どのような事業なのですか？

A1：新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の事業継続を支援することを目的として、新しい生活様式に適應した経営の維持、経営回復に向けた新たな取組等に対して、尾道市から支援金を助成するものです。

Q2：「新しい生活様式」とは、どのようなものでしょうか？

A2：令和 2 年 5 月 4 日に厚生労働省から示されている、新型コロナウイルスを想定し、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話の対策をこれまで以上に取り入れた新しい生活様式のことです。

参考リンク：(厚生労働省 HP) 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

○補助対象者について

Q3：中小企業者の定義を教えてください。

A3：以下の表中のいずれかに当てはまる場合が補助対象となります。

(表 1)

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②~④を除く)	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

※その他、補助対象者の範囲については次の表 2 の通りです。

(表2)

対象となるもの	対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none">・会社および会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）・個人事業主・一定の要件を満たした特定非営利活動法人（※）	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人・宗教法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・申請時点で開業していない創業予定者（既に税務署に開業届を出している場合でも、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外）・任意団体 <p style="text-align: right;">等</p>

※注：特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。

なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の（表1）における適用業種は「その他」として、『①製造業、建設業、運輸業、その他の業種』の基準を用います。

- （1）法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること
- （2）認定特定非営利活動法人でないこと

Q4：個人事業主であっても申請は可能ですか？

A4：個人事業主であっても、主たる事業所が尾道市内に存在し、新しい生活様式に適應した事業継続のために必要と認められる場合は対象となります。

Q5：「尾道市内に主たる事業所を有すること」にはどういったものが該当しますか？

A5：法人の方の場合は、登記上の本店または本社などの主たる事務所が尾道市内に存在することが該当します。個人事業主の方の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）における納税地が尾道市内にあることが該当します。

Q6：補助対象となるのは市内の店舗での取組のみですか。

A6：市内に存在する事業所で行われる取組に係る経費が補助対象となるため、市外の事業所での取組に係る経費は補助対象となりません。なお、事業所とは原則として以下に該当するものをいいます。

- 1) 経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること。
- 2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

そのため、自社の製品や物品保管のための倉庫、社員寮などは事業所にはあたりません。

Q7：これから尾道市内で店舗を開業する予定ですが、申請は可能ですか？

A7：本事業は新型コロナウイルス感染症に対応して事業を継続しようとする取組を支援するものであるため、申請時点で未開業、あるいは営業の実態が確認できない場合は対象外となります。

Q8：複数の事業者による共同の取組を申請することはできますか？

A8：共用の来客用ドアを非接触式の自動ドアにするなど、複数の事業者で行う取組については、制度の目的に合致するものであれば申請可能です。いずれかの1事業者が代表として申請を行ってください。その場合においても、上限額は用途に応じて最大30万円となります。

○補助額について

Q9：1社で尾道市内で複数の事業(例：飲食店と塾)を手掛けていますが、事業ごとに申請することはできますか？

A9：1事業者につき1回限りの申請となるため、事業ごとに申請することはできません。一方で、事業ごとに対象となる取組内容について合わせて申請することは可能です。(上記の例であれば、飲食店で使用する翻訳機と塾で使用する飛沫防止版の購入について、合わせて1事業者での取組として申請し交付決定された場合、合計で10万円を上限とした補助対象となります)

Q10：上限額の異なる複数の取組(例：店舗への換気扇の増設と飛沫防止板および空気清浄機の購入)について、まとめて申請することはできますか？

A10：可能です。上記の例の場合、取組全体で上限額が30万円となります。また、それぞれの取組の内容について、補助対象となるのは対応する上限額までです。

※上記例において、換気扇の増設工事が税抜19万円、飛沫防止板および空気清浄機の購入に税抜12万円かかるとして申請する場合、合計額は税抜31万円ですが、交付申請額は19万円+10万円=29万円となります。

○補助対象経費について

※既存の設備及び備品（破損しているものを含む）の修理・更新に係る費用は対象外となります。

※消費税及び地方消費税の額を除きます。

※オプションの代金や送料・代引き手数料、リース料金などは対象外となります。

・新しい生活様式に適應した店舗の改修（上限 30 万円）に関すること

Q11：「新しい生活様式に適應」とは、どのような内容が当てはまるのでしょうか？

A11：令和 2 年 5 月 4 日に厚生労働省から示されている「新しい生活様式」に適應した形での経営維持・改善に取り組むための店舗の改修が対象となります。

具体的な例としては、

- ・密集を避け、人と人との距離を確保するために、固定の客席の間隔を広げる工事を行う。
- ・密接を避けるために、座席の間に固定の仕切り板を取り付ける工事を行う。
- ・密閉を避け、換気を十分に行うために、換気扇や開閉可能な窓を増設する工事を行う。
- ・来店客や従業員が使用できる手洗い場を設置する工事を行う。

などの工事を伴うものが対象となります。

※エアコンの新設・更新工事については補助対象外となります。

※据付式の消毒用アルコールのディスペンサーなど簡易な取付け工事については、店舗の改修には該当しませんが、感染防止に係る費用として、機器の購入費用と合わせ 10 万円を上限とした補助対象となる場合があります。

Q12：換気をしやすくするために、既存の開閉可能な窓に網戸を設置する場合は対象となりますか？

A12：網戸の設置工事にかかる費用については、店舗の改修には該当しませんが、感染防止に係る費用として 10 万円を上限とした補助対象となります。

・インターネット販売システムの構築（上限 20 万円）に関すること

Q13：どのような費用が対象になりますか？

A13：これまでインターネット販売を行っていなかった事業者が、新規にインターネット販売を開始するにあたり、システムの構築を外部に委託した際の費用や、利用者がインターネット上で店舗の予約状況を確認し、混雑を避けて予約できるようなシステムの構築を外部に委託した際の費用が対象となります。

※パソコンや Wi-Fi、商品保管用の冷蔵庫などの汎用性の高い機器の購入費用や、外部のインターネット販売サービスへの参加に係る料金、商品配送料などは対象外です。

・感染防止に係る費用（上限 10 万円）に関すること

Q14：空気清浄機の購入は対象になりますか？

A14：ウイルスを除去・抑制する機能がある旨（除菌のみは不可）が記載されている空気清浄機について、1 事業者につき 1 台限りで対象となります。空気清浄機の購入を含む取組の申請にあたっては、説明書・カタログ等のコピーを添付するか、経営環境改善支援計画書等の申請書類上において空気清浄機のメーカーと型番を記載してください。

※空気清浄機能付きのエアコン、ファンヒーター、加湿器などについては、ウイルスを除去・抑制機能がある旨が記載されているものであっても対象外となります。

Q15：購入できる物品の数に制限はありますか？

A15：移動可能な備品の購入については、補助対象となるのは 1 種類につき 1 個まで（飛沫防止板を除く）となります。

※ただし、尾道市内で複数の事業所を有する事業者が、広島県が取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言し、広島県が発行した「取組宣言書」の提出がある場合、補助額の上限内で宣言店舗数の台数を補助対象とすることが可能です。

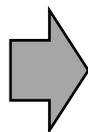
例) 尾道市内外に 4 店舗を有する事業者が、各店にウイルス除去機能の搭載された空気清浄機を導入する場合。

市内店舗 A（取組宣言店ではない）

市内店舗 B（取組宣言店）

市内店舗 C（取組宣言店）

市外店舗 D（取組宣言店）



市内の取組宣言店である、市内店舗 B・C それぞれへの空気清浄機の導入（合計 2 台分）に係る費用が、上限額（10 万円）の範囲内で補助対象となります。

Q16：補助対象となるものについて、インターネット販売で購入することは可能ですか？

A16：可能です。その際、送料や代引き手数料は補助対象外となります。申請に際しては、見積書の発行が不可能な場合は、商品ページを印刷したものなど、対象経費として申請されるものの単価が分かる資料を見積書に替えて添付してください。事業実施後の支払いを証する書類としては、領収書の発行が不可能な場合、支払い方法に応じて、クレジットカードの利用明細、コンビニエンスストア等から発行された領収書、代引きの際の受領書など金額が確認できるものの写しと、納品書など内訳が確認できるものの写しを添付してください。

Q17：リサイクルショップ等での中古品の購入は補助対象となりますか？

A17：中古品の購入は、以下の条件を満たすものに限り補助対象経費として認めます。

- ・価格の妥当性を示すため、複数（2 社以上）の中古品販売事業者から同等品についての見積（見積書・価格表等）を取得し申請書に添付すること。

※個人からの購入（フリマアプリ等を介した取引を含む）や、オークション・インタ

ーネットオークションによる購入は対象外となります。

※複数添付した見積のうち、最も低い見積の税抜き価格が補助対象経費となります。

- 購入した中古品の故障や不具合に係る修理費用は補助対象経費となりません。また、購入した中古品の故障や不具合等により、事業実施期間内に取組に使用できなかった場合には、補助金の対象となりませんのでご注意ください。

Q18：マスクや消毒用アルコールなどは対象になりますか？

A18：マスクやフェイスシールド、消毒用アルコール、手洗い用のせっけん液などの消耗品は対象となりません。

Q19：飛沫防止版やビニールカーテンなどについて、自作した場合の材料費は対象となりますか？

A19：自作された場合の材料費は対象となりませんので、既製品を購入してください。自社製品の導入も対象外となります。

Q20：宣伝広告費用の対象としては、どのようなものが該当しますか。

A20：新型コロナウイルスに対応した新たな取り組みや店舗での感染防止策を宣伝し、販売の促進につなげるための、チラシ、ポスター、幟、タペストリー、看板等の情宣物の作成費用や、ホームページの新規作成・リニューアルに係る外注費用が該当します。
※申請にあたっては、手書きのもので構いませんので、新たな取り組みについて宣伝する部分を含むレイアウト案を添付してください。

○補助対象事業期間について

Q21：対象期間中に既に完了している取組と、これから行う取組を合わせて申請することは可能ですか？

A21：可能です。申請にあたっては、申請する取組の全ての内容について、それぞれ必要な資料を添付してください。

Q22：申請後、いつから事業に取り掛かることができますか？

A22：申請後、交付対象と認められた事業に対しては、「交付決定通知書」をお送りしますので、交付決定通知書を受け取ったのちに事業に着手してください。

Q23：いつまでに実績報告を提出すればよいでしょうか？

A23：補助対象事業の終了後、もしくは、既に終了している取組について申請されている場合は、交付決定通知を受けた日から30日以内に商工課へ郵送にてご提出ください。

○申請に必要な書類について

Q24：申請書はどこで入手できますか。

A24：尾道市のHPよりダウンロードすることができる他、尾道市役所本庁舎及び各支所、市内の商工会議所・商工会の窓口でもお渡しすることができます。

Q25：「事業者の所在が分かる書類」にはどういったものが該当しますか。

A25：以下の表中の当てはまるもののいずれか1つを添付してください（写しでも可）。

法人の場合	個人事業主の場合
<ul style="list-style-type: none">・登記事項証明書・法人概況説明書の控え・設立届・確定申告書類（2019年度の「確定申告書別表一」の控え）・ホームページの「社名・主たる事業所の位置」が分かるページを印刷したもの	<ul style="list-style-type: none">・営業許可書・開業届・確定申告書類（2019年分の「確定申告書第一表」の控え）・ホームページの「事業内容・事業所の位置」が分かるページを印刷したもの

Q26：申請前に既に完了している取組について、施工前・設置前の写真がありません。

A26：申請時に既に完了している取組については、施工前の写真が存在していない場合でも申請は可能です。いずれの場合においても、内訳や領収書など、取組の内容と発注日と分かる書類の添付が必要です。

Q27：申請書は郵送でないとだめですか。

A27：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則として郵送での申請とさせて頂いております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

Q28：対象経費をクレジットカードで支払った場合も対象になりますか。

A28：クレジットカードの支払明細書等により、対象の支払い実績が確認できる場合は対象となります。

○その他

Q29：本補助金を申請し交付決定を受けたのちに、国・県などの他の補助金を受給することはできますか？

A29：本補助金の申請対象として申請した経費については、他の補助金の補助対象として申請することはできません。それ以外の点で他の補助金の対象になりうるかについては、その補助金の制度によるため、詳細はそれぞれの要項等をご参照ください。